

公益財団法人科学技術交流財団あいちシンクロトロン光センター利用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人科学技術交流財団あいちシンクロトロン光センター設置規程第5条及び第8条に基づき、あいちシンクロトロン光センター（以下「センター」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで
- (2) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

2 理事長は、必要があると認めるときは、臨時に前項の休館日を変更し、又は休館日を設けることができる。

(開館時間)

第3条 センターの開館時間は、午前8時45分から午後6時45分までとする。ただし、ビームラインの利用時間は、午前10時から午後6時30分までとする。

2 センター所長（以下「所長」という。）は、必要があると認めるときは、前項の開館時間及び利用時間を変更することができる。

(入館の禁止)

第4条 所長は、めいてい者その他センターの秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者又はセンターの施設に損害を加え、若しくは加えるおそれがある者に対し、センターへの立入りを禁じ、又は立ち退かせることができる。

(利用方法)

第5条 ビームラインの利用方法は、次のとおりとする。

- (1) ビームラインを利用しようとする者がセンターに来館し、有償でその者が測定する方法（以下「通常利用」という。）
- (2) ビームラインを利用しようとする者がセンターに試料を送付し、有償でセンター職員が代行して測定する方法（以下「測定代行」という。）
- (3) あいちシンクロトロン光センター成果公開無償利用事業の利用課題に採択された者がセンターに来館し、無償でその者が測定する方法（以下「成果公開無償利用」という。）

(利用の承認)

第6条 ビームラインの利用の承認を受けようとする者は、利用申込書（様式第1号の1、様式第1号の2又は様式第1号の3）を所長に提出しなければならない。

2 所長は、前項の規定により利用申込書を提出した者に利用を承認したときは、利用承認書（様式第2号の1、様式第2号の2又は様式第2号の3）を交付するものとする。

3 所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を承認しないことができる。

- (1) センター設置の目的に反する利用をする恐れがある場合

- (2) センターの施設、設備及び物品（以下「センターの施設等」という。）を滅失、き損等する恐れがある場合
- (3) 暴力団等の利益につながると認められる場合
- (4) 実験の安全性が確保されていない場合、実験に係る技術的な実施可能性がない場合又は実験の内容が公序良俗に反する場合
- (5) その他管理上必要があると認める場合

4 第2項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の承認後に利用申込書の内容に関し、次の各号のいずれかに該当する変更が生じた場合は、第2条に定める休館日を除いて利用日の5日前までに利用変更届出書（様式第3号）を所長に提出しなければならない。

- (1) 利用者に関すること。
- (2) 持込試料及びその他の物質に関すること。
- (3) 利用を希望するセンターの装置、器具等に関すること。
- (4) 持込装置、器具等に関すること。

（利用の条件）

第7条 所長は、前条の利用承認に当たって、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) センターに係る設置規程、利用要綱及び利用の手引き等を遵守すること。
- (2) 万全の注意をもって利用すること。
- (3) 承認を受けた実験以外には利用しないこと。
- (4) 利用する権利を他に譲渡又は転貸しないこと。
- (5) 利用料は、指示された方法により期日までに支払うこと。
- (6) その他、センター職員の指示に従うこと。

（承認の取消等）

第8条 所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 第6条第3項各号のいずれかに該当することが判明した場合
- (2) 第7条に規定する利用の条件のいずれかに違反した場合
- (3) その他管理上必要があると認める場合

2 前項の規定により利用の承認を取り消され、又は利用の中止を命ぜられたことにより利用者に損害を生ずることがあっても、これに対する補償は行わない。

（誓約書）

第9条 利用者は、通常利用においては、第2条に定める休館日を除いて利用日の5日前までに、測定代行においては別に定める日までに、誓約書（様式第4号の1、様式第4号の2又は様式第4号の3）を所長に提出しなければならない。

（調査）

第10条 所長は、必要があると認めるときは、利用を承認したビームラインの利用状況等について、利用場所にセンター職員を立ち入らせ、調査させることができる。

(利用報告書)

第11条 利用者は、ビームラインの利用を終了した後、直ちに利用報告書(様式第5号)を所長へ提出しなければならない。

(利用料)

第12条 利用者は、別表に定める利用料を支払わなければならない。

2 理事長は、ビームの状況等に応じて、ビームライン利用料の全部又は一部を減額することができる。

(利用料の減免)

第13条 理事長は、特に必要と認められる場合、利用料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定により利用料の減額又は免除を受けようとする者は、利用料減免申込書(様式第6号)を理事長に提出しなければならない。ただし、理事長が必要でないと認めるときはこの限りではない。

(成果報告書)

第14条 別表のうち、通常利用における公共等利用の利用者は、ビームラインの利用を終了してから50日以内に、測定代行における公共等利用の利用者は、別に定める日までに、成果公開無償利用の利用者は、ビームラインの利用を終了してから50日以内に、成果報告書(様式第7号の1又は様式第7号の2)を所長に提出しなければならない。

ただし、知的財産権の取得を意図しているなどの理由により、公開の延期を希望する場合において、所長がこれを認めたときはこの限りではない。

(原状回復)

第15条 利用者は、ビームラインの利用を終了したとき、又は利用を中止したときは、センター職員の指示のもと直ちに施設を原状に復さなければならない。

(事故等)

第16条 利用者は、センターの施設等の滅失、き損等の事故があったときは、速やかにセンター職員へ連絡するとともに、事故報告書(様式第8号)を提出し、その指示を受けなければならない。

(賠償責任)

第17条 利用者は、センター施設等に損害を及ぼしたときは、損害を賠償しなければならない。

(測定代行)

第18条 測定代行による利用においては、第6条第4項、第7条第1項第2号、第7条第1項第3号、第10条、第11条、第12条第2項、第15条及び第16条の規定は適用しない。

(成果公開無償利用)

第19条 成果公開無償利用においては、第7条第1項第5号、第12条及び第13条の規定は適用しない。

(雑則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年2月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

別 表

利用方法	利用区分	利用単位	利用料の額 (税込)
通常利用	一般利用	ビームライン1本・1シフト当たり	164,500円
	トライアル利用	ビームライン1本・1シフト当たり	82,200円
	中小企業利用	ビームライン1本・1シフト当たり	82,200円
	トライアル利用	ビームライン1本・1シフト当たり	41,100円
	公共等利用	ビームライン1本・1シフト当たり	82,200円
測定代行	一般利用	1時間当たり	61,700円
	中小企業利用	1時間当たり	41,100円
	公共等利用	1時間当たり	41,100円
成果公開無償利用事業	産業利用	ビームライン1本・1シフト当たり	—
	産学連携利用	ビームライン1本・1シフト当たり	—

- 1 シフトとは、午前10時から午後2時までの4時間（以下「シフト1」という。）又は午後2時30分から午後6時30分までの4時間（以下「シフト2」という。）をいう。午前10時から午後6時30分まで引き続き利用する場合の利用料の額は、シフト1及びシフト2のそれぞれの利用単位の利用料の合計の額とする。
- 2 「一般利用」とは、主に企業の利用をいう。
- 3 「中小企業利用」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者又は法人格を有する中小企業者の団体の利用をいう。ただし、大企業又はその役員から2分の1以上の出資を受けている企業の利用は除く。
- 4 「公共等利用」とは、大学、公設試験研究機関等の公共的な団体が成果を専有せず公開する場合の利用をいう。
- 5 「トライアル利用」とは、ビームラインを試行的に利用することをいい、「一般利用」及び「中小企業利用」における企業の利用を対象とし、同一企業による利用は初回連続する2シフトまでに限る。